

第30回 近畿弁護士会連合会人権擁護大会

シンポジウム 第1分科会

自治体は生活困窮者を救えているか

～機関連携の現状と課題～

日 時 2018年(平成30年)11月30日

場 所 大阪弁護士会館

近畿弁護士会連合会 人権擁護委員会

目 次

はじめに	1
第1決議（案）「生活困窮者の生存権保障のため、さらなる機関連携と法的支援の拡充を求める決議」	3
第1章 生活困窮者自立支援法の制定と改正の経緯	19
第1 生活困窮者自立支援法の制定	19
第2 制度発足時の懸念点	19
第3 生活困窮者自立支援制度の内容	20
1 自立相談支援事業（3条2項）	20
2 住居確保給付金（3条3項）	20
3 就労準備支援事業（3条4項）	20
4 家計改善支援事業（3条5項）	20
5 一時生活支援事業（3条6項）	21
6 子どもの学習支援事業（7条2項）	21
第4 3年後の見直しに際しての生活困窮者自立支援法の改正	21
1 はじめに	21
2 社会的孤立の視点	21
3 機関連携の強化	22
4 広報・情報提供に関する規定の整備	22
第5 改正法の評価と残された課題	22
第6 生活困窮者の生存権保障のために	23
第2章 生活保護部門との連携	25
第1 アンケートの趣旨・実施経緯	25
第2 各アンケートの結果	25
1 生活保護実施部門へのアンケート	25
(1) アンケートの概要	25
(2) アンケート結果	25
2 生活困窮者自立支援事業の相談窓口へのアンケート	26

(1) アンケートの概要	26
(2) アンケート結果	26
3 相談員への匿名調査	27
(1) アンケートの概要	27
(2) アンケート結果	27
第3 アンケート結果の分析・提言	31
1 機関連携の件数や統計を記録すること	31
2 他機関との連携を強化すること	31
3 生活保護の受付担当職員及びケースワーカーに福祉専門職を配置すること	32
(1) 生活保護担当面接相談員について	33
(2) 生活保護担当現業員（ケースワーカー）、生活保護担当面接相談員について	34
(3) 生活保護担当現業員について	35
(4) 経験年数	36
(5) 小括	37
4 生活保護に対する誤解・偏見を除去するための教育、啓発・広報を行うこと	37
5 生活困窮者自立支援事業の相談員を増員し、過重労働の実態を解消すること	37
第3章 公営住宅部門との連携	43
第1 千葉県銚子市母子無理心中事件の検討	43
1 はじめに	43
2 事案の概要	43
3 問題点の検討	43
(1) 県営住宅家賃の減免措置について	43
(2) 生活保護申請について	44
(3) 明渡しの強制執行について	44
(4) 他機関及び他部署との連携の不十分さについて	45
4 まとめ	45
第2 公営住宅部門からのアンケートの分析とそこからみえる今後の課題	45
1 公営住宅部門からアンケートをとる意義	45
2 アンケートの概要（章末資料1）	46
(1) 名称 生活困窮者自立相談支援事業に関するアンケート	46
(2) 対象 公営住宅部門の存在する近畿圏の各府県、市区町村	46
(3) 調査方法：アンケートの郵送	46

(4) 実施時期：2018年（平成30年）5月1日発送	46
(5) 回答期限：2018年（平成30年）8月末日	46
(6) 回答総数：59件（一部重複あり）	46
(7) 発送総数：119か所	46
(8) 回収率：約49%	46
3 アンケート結果の前提	46
4 家賃減免制度の周知について（別紙アンケートⅠ、1）	47
(1) 分析	47
(2) 提言	47
5 自治体による減免世帯の対象の把握等について（別紙アンケートⅠ、2、3、4、5、6） （章末資料2「1-2 公営住宅の家賃減免措置の実績集計」）	48
(1) 分析	48
(2) 提言	48
6 家賃滞納者の情報についての他機関との連携について（別紙アンケートⅡ）	48
(1) 分析	48
(2) 提言	50
7 千葉県銚子市の事件の把握について（別紙アンケート回答Ⅱ、6、7）	50
(1) 分析	50
(2) 提言	50
8 明渡訴訟の提訴件数、滞納賃料請求の提訴件数について （別紙アンケート回答Ⅲ4、5）	51
(1) 分析	51
(2) 提言	51
9 各自治体の取り組みについて	51
(1) 大阪府豊中市	51
(2) 滋賀県野洲市	51
第3 執行裁判所に対するアンケート分析とそこからみえる課題	51
1 執行裁判所からアンケートをとる意義	51
2 アンケートの概要	52
(1) 対象 近畿管内の執行裁判所	52
(2) 調査方法 アンケートの郵送	52
(3) 実施時期 2018年（平成30年）5月1日発送	52
(4) 回答総数 大阪高裁総務課より近畿管内の状況についてまとめて回答あり	52

3	不動産明渡強制執行事件の事件数推移	52
4	行き場のない債務者に対する強制執行に際し、執行裁判所が行っていることから	52
(1)	回答内容	52
(2)	分析と提言	53
第4章	居住環境整備～住居確保給付金	56
第1	住居確保給付金制度を積極的に活用すること	56
第2	住居確保（家賃補助）に関する諸外国の政策及び日本の現状	56
1	諸外国の政策	56
(1)	アメリカの制度（住居選択バウチャー）	57
(2)	イギリスの制度（住宅給付（社会保障法））	57
(3)	フランスの制度（個別住宅援助・家族住宅手当・社会住宅手当）	57
(4)	ドイツの制度（住宅手当）	57
(5)	スウェーデンの制度（住宅手当）	57
2	日本の現状	58
第3	住宅セーフティネット法を活用した居住環境の改善	58
1	住宅セーフティネット法について	58
2	住宅セーフティネット法を活用した生活困窮者の居住環境確保	58
(1)	住宅セーフティネット法による住宅供給の現状	58
(2)	住宅セーフティネット法を活用した居住環境整備	59
第4	まとめ	59
第5章	債権管理部門との連携	60
第1	債権管理部門における差押えの現状	60
1	滞納処分と民事執行	60
2	滞納処分が生活困窮者を生み出す実態	60
3	生活困窮者の生活再建という視点をもった滞納処分の必要性	60
4	債権管理アンケート結果について	61
(1)	アンケートの概要	61
(2)	アンケート結果について	61
第2	債権管理部門と生活再建	62
1	滞納処分による強制徴収と徴収緩和制度とは車の両輪である	62
2	徴収緩和制度が十分に活用されていない現状	63

3	地方自治体は率先して生活再建という視点を伴う滞納処分の実施のために必要な条例の 制定や制度の整備を行うべきである	64
4	差押禁止財産に関する現状の法制度は時代に対応できておらず不十分である	65
5	徴収機構は移管元の自治体と滞納者の生活情報の共有を怠らず、生活困窮者の生活再建 という視点を失わないようにすべきである	65
6	最後に	66
第6章	弁護士・弁護士会との連携	73
第1	各単位会における取り組み	73
1	大阪弁護士会	73
(1)	経緯	73
(2)	取り組みの内容	73
(3)	2017年(平成29年)度相談実績(回答があった自治体のみ)	74
2	京都弁護士会	75
(1)	実施期間	76
(2)	担当弁護士の配置	76
(3)	実施方法	76
(4)	日当	76
(5)	電話相談の位置付け	76
3	兵庫県弁護士会	77
4	滋賀弁護士会	77
(1)	経過	77
(2)	現在の市町別状況	77
5	和歌山弁護士会	78
第2	アンケート調査	78
1	アンケートの趣旨	78
2	アンケート結果	78
(1)	自治体生活困窮者自立支援部門へのアンケート	78
(2)	相談員への匿名調査	79
第3	分析と提言	80
第7章	法律扶助制度の活用	87
第1	アンケート調査の目的	87

第2	日本司法支援センターに対するアンケート	87
1	アンケートの内容	87
	(1) 日本司法支援センター本部に対するアンケート	87
	(2) 日本司法支援センター各地方事務所に対するアンケート	87
2	回答結果	88
	(1) 代理援助開始決定・終結決定件数等	88
	(2) 民事法律扶助業務運営細則第32条第5号の該当・非該当事例（参考事例）	89
	(3) 準生活保護要件を含む償還猶予・免除制度の周知状況	89
3	分析	90
	(1) 準生活保護の要件	90
	(2) 周知が行われていないこと	91
	(3) 要件が不明確であること	92
	(4) 審査が厳格であること	93
第3	弁護士に対するアンケート	93
1	アンケートの概要	93
2	質問及び回答結果	94
	(1) 修習期を教えてください。	94
	(2) 日本司法支援センターと民事法律扶助契約を締結していますか。	94
	(3) 償還金の償還猶予・免除制度の存在を知っていますか。	94
	(4) 生活保護受給者であれば償還猶予・免除が受けられることは知っていますか。	94
	(5) 生活保護受給中の依頼者に対して償還猶予・免除制度の利用を勧めていますか。	94
	(6) 生活保護受給者でなくても、準生活保護要件該当者として償還猶予・免除制度を利用 できる場合があると聞いたことがありますか。	94
	(7) 準生活保護の要件を聞いたことがありますか。	94
	(8) 依頼者に対して準生活保護に関する制度を勧めたことはありますか。	94
	(9) 依頼者の準生活保護による償還猶予・免除申請を手伝ったことはありますか。	94
	(10) 準生活保護による償還猶予・免除制度についてご意見があればお聞かせください（複 数選択可）。	94
	(11) 前項の質問でその他と答えた方、その具体的内容をお聞かせください。また準生活保 護による償還猶予・免除制度についてご意見をお聞かせください。	94
3	分析	94
	(1) 回答者の属性（前記2(1)及び(2)）	94
	(2) 生活保護受給者に対する償還猶予・免除制度について（前記2(3)ないし(5)）	95

(3) 準生活保護要件の認知状況（前記2(6)及び(7))	95
(4) 準生活保護要件の利用状況（前記2(8)ないし(11))	95
4 小括	95
第4 提言	96
第8章 豊中市及び野洲市の取り組み	103
第1 はじめに	103
第2 豊中市の取り組み	103
1 豊中市について	103
2 暮らし支援課について	103
(1) 設立経過	103
(2) 就労支援機関としての役割	103
(3) まとめ	104
3 豊中市の自立相談支援機関	104
(1) 組織体制	104
(2) 相談件数及び相談者	105
(3) 庁内の実務担当者との意見交換会の実施	105
(4) 支援の流れ	106
(5) 他機関との連携	107
(6) 今後の課題	107
(7) 個人情報の取り扱い	108
(8) 対象者の発掘について	108
(9) まとめ	108
4 キャリアブリッジ	108
(1) 事業内容	108
(2) 人員体制	108
(3) 若者支援について	109
第3 野洲市の取り組み	110
1 野洲市について	110
2 生活困窮者の相談窓口	110
(1) 市民生活相談課	110
(2) 納税推進課	110
(3) やすワーク	110

3	野洲市における生活困窮者支援の特徴	111
(1)	くらし支えあい条例	111
(2)	債権管理条例	111
(3)	国民健康保険被保険者証の返還等に関する要綱の改正	112
(4)	弁護士との連携について	113
4	支援がうまくいった具体例	113
5	検討	114
	巻末資料	115
	実行委員会名簿	256